

有楽町センタービルをご使用いただくにあたっての注意事項

有楽町センタービルの維持管理について必要な事項を定めることにより、建物の良好な環境保持を図ることを目的として、以下の通り、公演実施者をお願いしております。

1. 出入口

各出入口の開閉時間は次のとおりです。

	開	閉
C・D・E・F階段1階扉	7:00	23:30
地下連絡口B2階シャッター	7:00	23:30
駐車場1階出入口	7:00	23:00

2. 昇降機

(1) 昇降機の運転時間は原則として次のとおりです。

駐車場・劇場・ホールエレベーター	T-3	7:00～23:00
〃	AS-3	7:00～24:00
劇場・ホールエレベーター	T-4, 5	10:00～21:30 (月～土) 8:30～21:30 (日・祝)
〃	AS-4, 5	10:00～21:30 (月～土) 8:30～21:30 (日・祝)
〃	ASⅡ-1, 2	7:00～22:00
人荷用エレベーター	5台	24時間(終日)
劇場・ホールエスカレーター	6台	10:00～21:30
地下連絡口エスカレーター	2台	9:30～20:30 (※)

※ 停止時間は、阪急・ルミネの営業終了時刻とする

また、地下連絡口エスカレーターは、上り運転のみとし下り運転はしない

(2) 人荷用エレベーターは火災時は公設消防隊が専用使用します。

その場合は絶対に使用しないで下さい。また各階乗場の扉も開放のまま運転しますので近寄らないよう充分ご注意ください。

3. 保安管理

ビル内の保安および災害防止については、全員が協力してこれにあたるよう次の事もお願いします。

- (1) 不審の認められる場合、あるいは盗難事故発生の際は、当劇場スタッフを通じて防災センター受付に通報して下さい。
- (2) ビル内が来客で混雑する時は、公演実施者がそれぞれの来客の整理にあたって下さい。
- (3) 通路、階段、階段付室、防火シャッターおよび避難口等には、防災上障害となる物品を置かないようお願いします。

4. 防火管理

- (1) 消火栓、消火器、火災報知機、その他防災施設の周辺に物品を置いたり、天井スプリンクラーの作動を妨げる造作をしないで下さい。
- (2) 電気、給排水の各シャフト室、設備機器の諸室に物品を放置しないで下さい。

5. 危険物持込み、火気使用禁止

発火性、爆発性、その他危険と認められるもの、および異臭を発生するもののビル内持込み、その使用を禁止します。

6. 禁止行為

- (1) 建物の保全に有害となる行為
 - イ. 主体構造部分、防災・防煙区画の施設を欠損させる事。
 - ロ. 設備関係機器、同付属物の欠損又は、故障をさせる事。
 - ハ. 施設関係諸室へ断りなく立ち入る事。
- (2) 共用部分の管理上障害となる行為
 - イ. 通路、階段、同附室、ロビー等の共用部分の不法占有、およびその部分に物品を放置する事。
 - ロ. 避難階段の機能を妨げる事。
 - ハ. ビラ等の配布、集会を行う事。
- (3) 有楽町センタービル内の他のテナントに迷惑を及ぼす行為
 - イ. 風紀衛生上、また安全上で害となり一般に迷惑を及ぼし、近隣の苦情をかもす事。
 - ロ. 振動、騒音、および悪臭を発生させる事。
 - ハ. 動物を飼育する事。
- (4) 建物の美観を損なう行為
外部に面する内面ガラス、および共用部分に看板、広告物、商号文書、標識等を当社の許可なく貼付、設置する事。
- (5) その他当劇場が規則、または制止する事。

7. 商品等の搬入、搬出及び保管

商品等の物品の搬入、搬出の際には他の利用者の迷惑にならない様をお願いします。

8. 宿 泊

館内での宿泊は、特定の警備業務以外はお断りします。

9. 拾得物の取り扱い

ビル内で拾得した遺失物の取り扱いについては所轄の丸の内警察署（遺失物係）の指示により、共用部分内は建物管理会社が、当劇場内は一週間分をまとめ、丸の内警察署へ所定用紙により水曜日に届け出る事になっております。

10. 緊急時の措置

- (1) 火災、出水その他緊急の場合で、建物管理会社が必要と認めた時は、当劇場の室内に立ち入り、必要な措置を行います。
- (2) 火災報知機が発報（防災センター、防災サブセンターで受信する）した時は、直ちに火元を確認して応急措置をとるとともに、その状況を、当劇場スタッフを通じて防災センターに通報して下さい。
尚消火栓に備付けの非常電話は受話器をとるだけで防災センターと通話出来ます。
- (3) 出水のあった時は、速やかに当劇場スタッフを通じて防災センター受付に通報して下さい。
- (4) 来館者で、怪我人、病人等が発生した時は、必要な措置をとると共に、その経過を、当劇場スタッフを通じて防災センター受付へ連絡いたします。

11. 避難拠点の使用

8階の屋外避難拠点は非常用のため、予め承認を得た以外の平時に立ち入りは出来ません。

12. 屋上の使用

屋上にはビルの設備機器類が設置されており、予め承認を得た以外は危険ですから非常時以外は立ち入り出来ません。

13. 駐車場の利用

地下2, 3, 4階の当社駐車場（収容264台）の使用は別に定める駐車場管理規定によりご利用下さい。

14. その他

- (1) この注意事項に定めない事項、又はこの注意事項について不適当な事態が生じた場合は、当劇場を通じて建物管理会社と協議の上、その指示に従って下さい。
- (2) この注意事項を変更した場合は、その都度ご通知いたします。